

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会運営細則

(沿革) 平成 11 年 11 月 12 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会部会及び協議会並びに委員会規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 この協議会は、岩手県社会福祉協議会の会員である障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設、指定障害者福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び旧法施設等に関する経過措置に該当する施設等をもって構成する。

(事業)

第 3 条 この協議会は、障がい福祉サービス事業の円滑な運営と障がい者福祉の増進を図ることを目的に、次の事業を行う。

- (1) 施設の振興に関すること。
- (2) 施設相互及び業態別相互の連絡調整に関すること。
- (3) 社会就労事業の共同受注及び販売の研究に関すること。
- (4) 職員の研究・研修に関すること。
- (5) 障がい者の福祉啓蒙普及に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事業。

(役員の定数及び選任方法)

第 4 条 この協議会に次に役員をおく。

会長	1 名
副会長	4 名
幹事	別に定める定数

- 2 会長及び副会長は、幹事の互選とする。
- 3 幹事は、第 1 4 条に規定するブロック協議会からの推薦された者を充てるものとし、幹事の定数及び選出区分については、別に定める。
- 4 全国及び東北ブロック組織の協議員等、又は岩手県、関係団体の委員等には会長を推薦するものとする。これにより難しい場合は、会長が指名する役員を推薦する。

(役員の任期)

第 5 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は後任者が選出されるまでは、その任にあたる。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、この協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 幹事は、幹事会を組織し、主要事項を協議し、会務を執行する。

(顧問)

第7条 本協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この協議会の業務について、会長の諮問に応え、または意見を具申するものとする。
- 4 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

(会長の専決事項)

第8条 会長は第6条第2項に規定する職務を行うほか、総会に付議すべき事案に相当する事案で、急を要するため、総会、幹事会に付議すべき暇がない場合に当該事案を専決することができる。

- 2 会長は、前項の専決処理をしたときは、その後に招集される直近の総会に報告するものとする。

(運営機関)

第9条 本協議会に、次の運営機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 部会
- (4) 委員会
- (5) ブロック協議会

(総会)

第10条 総会は年1回原則3月に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。

- 2 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 運営細則の改廃に関する事項
 - (3) その他、本協議会の運営に関する重要な事項
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、会員総数の過半数の出席により成立する。

- 5 総会の議長は、その都度出席会員の互選により定める。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会員は、やむを得ない理由により出席できないときは、他の会員を代理人として表決を委任することができる。ただし、この場合委任状をもって行わなければならない。
- 8 事業の円滑な推進のために必要な事項は、あらかじめ総会の承認を得て幹事会に委任することができる。

(幹事会)

- 第11条 幹事会は会長が招集し、自ら議長となる。
- 2 幹事会は次の事項を協議する。
 - (1) 事業の執行に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他会長が必要と認める事項
 - 3 幹事会は、幹事の過半数の出席で成立する。
 - 4 幹事会の協議は、出席した幹事の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

- 第12条 この協議会の業務を円滑に行うために次の部会を置く。
- (1) 社会就労部会（通称「岩手県社会就労センター協議会」とする。）
 - (2) 障がい児・者生活支援部会
- 2 会員は部会を構成し、幹事は部会の活動を推進する。
 - 3 各部会に幹事の互選により部会長1名、副部会長1名を置く。

(委員会)

- 第13条 この協議会の業務を円滑に行うために次の委員会を置く。
- (1) 調査研究委員会
制度・政策等に関わる調査研究事業を担当する。
 - (2) 研修委員会
研修事業の企画運営を担当する。
- 2 幹事はいずれかの委員会に所属する。
 - 3 委員会の委員は、施設長又は実務者、学識経験者の中から幹事会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 4 各委員会に幹事の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

(ブロック協議会)

第14条 この協議会に、下部組織として地域単位のブロック協議会を置く。

2 ブロック協議会については別に定める。

(補則)

第15条 この運営細則に定めるほか、必要な事項は岩手県社会福祉協議会の定款、諸規程に基づいて処理する。

附 則

1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 運営細則第8条第1項の規定にかかわらず、設立当初の役員の任期は平成14年3月31日までとする。

附 則

1 この細則は、平成14年9月5日から施行する。

2 平成14年3月20日に設立された岩手県社会就労センター協議会は、本運営細則により設置されたものとみなす。

附 則

1 この運営細則は、平成19年3月15日から施行する。

2 この運営細則の施行日の前日に役員であった者及び岩手県社会就労センター協議会役員であった者は、この運営細則により選任された役員とみなし、その任期は第5条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

3 この運営細則の施行日の前日に岩手県社会就労センター協議会会長であった者は、この運営細則により選任された副会長とみなす。

4 この運営細則の施行日の前日に岩手県社会就労センター協議会会長及び副会長であった者は、この運営細則により選任された社会就労部会の部会長及び副部会長とみなす。

附 則

1 この運営細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この運営細則の施行日の前日に社会就労部会長及び副部会長であった者は、第12条の規定に関わらずこの運営細則により選任された社会就労部会長及び副部会長とみなし、その任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この運営細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営細則は、令和6年4月1日から施行する。